

鹿教義第148号  
令和3年5月24日

各市町村教育委員会指導事務主管課長 殿

鹿児島県教育庁義務教育課長

校則の見直しについて（通知）

のことについて、生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）では、「校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。」とされており、県教育委員会としては、各研修会等で周知及び指導を行ってきたところです。

また、近年、頭髪をめぐる訴訟問題など、校則の見直しに関する様々な議論がなされております。

つきましては、生徒指導提要や別添資料の内容を参考にしながら、改めて管内学校の校則を見直すなど、適切に対応していただきますようお願いします。

なお、県立学校へは、別添写しにより高校教育課長から通知を行いましたことを申し添えます。

（別添資料）

令和2年度第2回都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議「配付資料」文部科学省

<連絡先>  
企画生徒指導係 吉留  
TEL : 099-286-5298  
FAX : 099-286-5669  
E-mail : kikakuseito@pref.kagoshima.lg.jp



鹿教高第 86 号  
令和 3 年 5 月 21 日

各県立学校長 殿

高校教育課長

校則の見直しについて（通知）

このことについて、生徒指導提要（平成 22 年 3 月文部科学省）では、「校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。」とされており、県教育委員会としては、地区別高等学校等生徒指導連絡協議会等で周知及び指導を行ってきたところです。

また、近年、頭髪をめぐる訴訟問題など、校則の見直しに関する様々な議論がなされております。

については、生徒指導提要や別添資料の内容を参考にしながら、あらためて自校の校則を見直すなど、適切に対応していただきますようお願いします。

（別添資料）

令和 2 年度第 2 回都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議「配付資料」文部科学省

<連絡先>

高校教育係 宇都

T E L : 099-286-5376

F A X : 099-286-5678

E-mail : ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の文書管理表上の分類記号「E-0-0」（生徒指導統括）

## 生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）

### 第7章 生徒指導に関する法制度等

#### 第1節 校則

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では「○○学校のきまり」、「生活のきまり」、「よいこの一日」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などと呼ばれています。これらは、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められています。

児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。

##### 1 校則の根拠法令

校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。

裁判例によると、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされています。社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されています。

##### 2 校則の内容と運用

###### (1) 校則の主な内容

校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれています。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実情に応じて適切に定められることとなるので、全国一律の校則があるわけではありません。学校運営や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができます。

ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられています。

###### 【校則の例】

- ・通学に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- ・校内生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ等）
- ・服装、髪型に関するもの（制服や体操着の着用、バーマ・脱色、化粧等）
- ・所持品に関するもの（不要物、金銭等）
- ・欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考查に関するもの
- ・校外生活に関するもの（交通安全、校外での遊び、アルバイト等）

## (2) 校則の運用

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導にならないか注意を払う必要があります。

校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合がありますが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければなりません。

また、校則の指導が真に効果を上げるためにには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。そのため、校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要があります。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要です。

## (3) 校則の見直し

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。

校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、P T Aにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあります。校則の見直しに当たって、児童会・生徒会、学級会などの場を通じて児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けた結果として、児童生徒が自主的に校則を守るようになった事例、その取組が児童生徒に自信を与える契機となり、自主的・自発的な行動につながり、学習面や部活動で成果を上げるようになった事例などがあります。校則の見直しを学校づくりに活かした取組といえます。

このように、校則の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

## 校則について ①

### 1 校則の性質

令和2年度第2回都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議「配付資料」（文部科学省）

- ✓ 校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。
- ✓ 校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。
- ✓ 判例によると、社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は、校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されており、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされている。

### 2 校則の内容と運用

#### (1)校則の主な内容

- 校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。校則の内容は、社会通念に服らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。
- ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられる。

#### 【校則の例】

- ・ 遅学、欠席や早退等の手続書、欠席・欠課の扱い、着袴に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
  - ・ 校内外の生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ、交通安全、校外での遊び、アルバイト等）
  - ・ 服装、髪型、所持品に関するもの（制服や体操着の着用、バーマ・脱色、化粧、不要物、金銭等）
- （※）制服については、「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）」（平成30年3月19日付け29初財務第26号）も参照。

## 校則について ②

### 2 校則の内容と運用

令和2年度第2回都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議「配付資料」（文部科学省）

#### (2)校則の運用

- 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導にならないか注意を払う必要がある。
- 校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合があるが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的效果を持つものとなるよう配慮しなければならない。
- 校則の指導が真に効果を上げるためにには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つよう<sub>に</sub>することが重要。そのため、校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要。

#### (3)校則の見直し

- 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。
- 校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加することが望ましいと考えられる。